

平成22年9月22日（水曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第5日目）

平成22年第3回松島町議会定例会会議録（第5号）

出席議員（18名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	阿部幸夫君	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	小幡公雄君	18番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	西村晃一君
総務課長	佐藤幹夫君
企画調整課長	小松良一君
財務課長	熊谷清一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者	大友忠君
会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
総務管理班長	櫻井一夫君
教育長	米川稔君
教育課長	亀井純君

選挙管理委員会事務局長

中 村 寛 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

高 平 功 悦

主 査

土 井 弘 通

議 事 日 程 (第5号)

平成22年9月22日(水曜日) 午前10時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 一般質問

〃 第 3 委員会の継続審査・調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第3回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをします。 ██████████ 外1
名であります。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、9番尾口慶悦議員、10番色川晴夫議員を指名します。

日程第 2 一般質問

○議長（櫻井公一君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。質問者は登壇の上、質問願います。

7番渋谷秀夫議員。

〔7番 渋谷秀夫君 登壇〕

○7番（渋谷秀夫君） 7番渋谷でございます。

私は、松島町次世代育成支援行動計画・後期計画に基づきまして、ファミリーサポートセンター事業について質問をさせていただきます。

本町の次世代育成支援行動計画の後期計画がスタートしまして、5カ月が経過をしているわけであります。多岐にわかる子育て支援策について、個別的にその方向性を定めましてアンケートによるニーズ調査の結果をもとに、国が示す手法によって推計し本町の子育てサービスの目標値を定め施行されております。事業は順調に進んでいるかどうかまずお伺いをしたいと思います。

本町の未就学児のいる家庭の就労状況を見ますと、全体の約半数以上の世帯で母親が就労しており、子供の保育に一時的に、または数時間にわたって欠ける状態にあります。母親の就労状況を見ると、週当たりの労働時間が30時間を超すケースが6割に達しており、帰宅時間も夕方5時以降が5割強となっているところであります。

それから、主に子供の世話をする人はだれかというアンケートでは、93.5%が母親でありま

す。やはり自分の子供は自分の手で育てたいという母親の強い考えであると同時に、この厳しい経済社会状況の中でいかに頑張っていかなければならないかが読み取れる数字かと思えます。本町では後期計画の大きな目的の一つでもあり、地域における子育ての支援策として地域における子育てネットワークづくり、また仲間づくりの推進を図ろうといたしております。その実情についてもお伺いをしたいと思います。

本町におけるファミリーサポートセンター事業の推進は、後期計画の方向性としては継続し広域対応にして検討するとしておりますけれども、国に対する報告の義務があります目標値設定では継続の文字は消えて長期将来にわたって実施困難と結論づけられております。この事業は、国としても子育て支援策として効果ありと判断したものと推察いたします。たった一度のアンケート調査だけで実施困難と判断してよいものか疑問があるところでもあります。再考があってもいいと思うのですが、町の考えをお伺いをいたします。1回目の質問を終わります。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） お答えいたします。

まず、第1番目の後期計画の進捗状況でございますけれども、去る3月の定例議会におきまして、計画の趣旨、内容等をご説明申し上げ、議決をいただいたわけでございますけれども、本年4月より後期計画がスタートし、早期に着手できる事業から順次進めているところでございます。進捗状況も確認しながら目標達成に向けて事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、子育てネットワーク、仲間づくりの推進についてでございます。

子育て支援センターでは、子育て家庭の孤立化を防止することを目的としてどんぐりで行っておりますあそびの広場の利用時間延長や、勤労青少年ホームでの遊びの教室を新たに開催するなど、母親同士の交流や仲間づくりが活発に行われるように環境づくりに努めているところでございます。

また、季節ごとに開催する行事や教室、また地域で活動している子育てサークルの紹介等を毎月発行しております子育て支援センターだよりに掲載するなど、子育て中の家庭に対して積極的情報発信に努めているところでございます。

次に、ファミリーサポートセンター事業についてお答えいたします。

この事業につきましては、子育てのお手伝いをしてほしい方とお手伝いのできる方が会員組織化を行って、有償で子育ての援助を行う事業でございます。本町におけるファミリーサポ

ートセンター事業の目標値は、議員ご指摘のとおり実施困難であるということで位置づけさせていただいております。その経緯ですけれども、後期計画策定時の住民アンケートの結果を見ますと、未就学児の保護者が最も望むサービスは一時預かりや一時保育などの保育サービスの充実ということになっております。また、厚生労働省の指針によりますと、町村部においては住民の希望等を踏まえ、実施の必要性を検討した上で目標値を策定するようにというような指導もございますので、必ず設置しなければならないということではないということとはご理解いただきたいと思っております。

これらの結果をもとにしまして、策定委員会の委員の皆様方にもご検討いただきまして、保護者より出されている幼稚園や保育所における保育サービスを充実させることが最優先ではないかというふうな結論を得まして、今期計画期間においてファミリーサポートセンター事業を位置づけしないということになったものでございます。地域の実情を勘案し策定したところでございますので、この辺ご理解いただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 渋谷議員。

○7番（渋谷秀夫君） 町といたしましては、計画のもとに着実に進行しているということであり、主に子育て支援センターを中心に順調に子育て支援等を実施されているとのことであります。アンケートによりますと、一時的に子供を預かってほしいというニーズが非常に多いことがわかっております。このことを受けまして、本町では幼稚園での一時預かりを今年度から実施、また保育所における一時保育は今年度から1カ所で実施しているというところであり、このことは一歩前進であると思っております。その幼稚園での一時預かり、また、保育所での預かりにつきまして、現在の状況についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

このように、これからなおさら一時的預かりが、希望が多くなってくることが予想されると思っております。その場合、町としては人的にも、また財政的にも検討を要することが必然となってくるかと思っております。ここで地域住民の子育て支援がどうしても重要となってくるのだと私は思います。そうした場合、町としては長期将来もちょっと考えられないというファミリーサポートセンター事業でございますが、非常に有効策の一つとなってくるのではと私は思うところであります。

本町としてアンケート調査によりますと、やはり利用希望は大変少ないのであります。また人口規模からいっても国としては5万人を想定しているようですが、その運営が難しくなるのではというような考えで、長期将来にわたっても実施困難ではと回答されているわけござ

います。

宮城県内では、ご存じとは思いますが、今日現在この事業を運営している自治体は13カ所で、ほとんどが市でありまして、町としてやっているところは蔵王町のみであります。きのう、おとといのデータなんですけど、ちなみに近隣では大崎市、東松島市、塩竈市、多賀城市にあります。今後、この事業は全国的には広がっていくようになると国では言っております。国の施策でもありますので、当然そのようにこれからは自治体の方にも呼びかけがあるものと思われまして。

私ども、第2常任委員会では、この7月に子育て支援対策としてファミリーサポートセンター事業を取り入れ、積極的に運営している京都の宇治田原町を視察してまいったところあります。この宇治田原町は、人口1万人で、世帯数が3,380世帯で、総面積が58.26平方キロといますから、本町とは面積等同じですね。ただ、人口とか世帯数は大分少ない町であります。日本緑茶発祥の地でありまして、ここでは町長さんを中心としまして、少子化に歯どめをかけるために若者の定住促進をまず第1番目に目標に挙げてやっております、子育てしやすい環境整備に全力で取り組んでいる町でございました。

宇治田原町のファミリーサポートセンター事業は、平成20年8月に設置され、地域子育て支援センターといたしまして、事務局員2人を橋渡しとして、会員同士が地域の中で子供の世話を一時的に有料で援助し合うやり方でありました。平成21年度の活動状況は、会員総数が44名で活動件数が56件でございました。総事業費は年間7万5,000円となっております。活動件数、会員数に関しまして言えば若干少ないように思われます。

しかしながら、この事業の持つ意味は大変大きいと説明員は話しておりました。産前産後の家庭や育児のお手伝い、そして保育所、幼稚園の送り迎えをしていただける人と手助けをしてほしい人が相互援助活動を行うシステムがあるということは、この町で安心して子供が育てられるんだということを実感してもらいまして、それが定住にもつながっていくものと信じていると話しておられました。

このように、1年間の総事業費が7万5,000円程度、2人のスタッフで運営可能であるということ、国の示す基準5万人にとらわれることなく、ファミリーサポートセンター事業を施行に向けて再考してみてもいいかと思いますが、町長のもう1回お答えをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） ファミリーサポートセンター事業について。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ただいまのお話、宇治田原町の現状ということで伺いました。議員ご

指摘のとおり、宇治田原町の人口1万人程度ということで、我が町よりも人口が少ないという状況でございます。ただ、その地域、地域でやはり実情が当然異なるのではないかなというふうに考えております。住民のニーズであるとか、あるいは年齢構成、それから宇治田原町というのは工場等が近くにあって、その工場労働者の若い方々もいらっしゃるのかなというふうに思われますけれども、そういう世帯構成、そういうことによって町が行う施策というのもまた変わってくるのかなというふうに思っております。

本町、昨年度この次世代育成プランの中でいろいろ検討した中では、住民の方々の中からは優先順位としてやはり一時預かりであるとか、また一時保育とか、そういったところを、保育サービスの充実に力を入れてほしいというようなお話がございまして、我々としてもまずそれを優先的にやりたいというふうに考えておりますことから、当面この平成26年度を目標としたこの後期計画ではちょっとファミリーサポートセンター事業については実施しないと。この時点での、昨年度の時点での長期将来的には実施なしということでご回答申し上げていると、そういう状況でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 渋谷議員。

○7番（渋谷秀夫君） ただいま2回目も実施がちょっと困難であるということをお聞きしました。ちょっと申し上げさせてもらいますと、松島町には多くのホテル、旅館等を抱えておりまして、そこにはいろいろな地域から若いお嬢さんたちがいっぱいいるわけですよね。そういう方々がこの町でいい人、伴侶を見つけてみたいなというときに、そういうことも考えてみれば非常に子育てしやすい環境が松島町にあるんだというようなことが伝わりまして、よりよい人口のふえていく、若い人が多く定住するような町になるのではないかと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。要望で終わります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 7番渋谷秀夫議員の一般質問が終わりました。

一般質問を続けます。

1番緑山市朗議員、登壇願います。

〔1番 緑山市朗君 登壇〕

○1番（緑山市朗君） 1番緑山でございます。

通告をしておきましたが、本議会開会日に後期高齢者広域連合議会のご報告の中でも簡単に触れておきましたが、先月の20日、厚生労働省の後期高齢者医療制度会議が2年半後の平成25年4月から導入する予定の現行の後期高齢者医療制度にかわる新制度案について、中間報

告を発表をされたところであります。

皆様も新聞等でごらんになられたと思うんですけども、この新制度案につきまして本町にどのような影響が発生すると予想されるのかということにつきまして、次の点に関係質問をしながらご所見を承りたいと思います。

一つは、平成20年4月施行の今の現行のこの後期高齢者医療制度について、それから、当町の75歳以上の高齢者人口の推移、また今後の予測。それから当町の国民健康保険と老人保健、その後期高齢者医療制度の前の老人保健と現行保険の過去5年間の事業規模並びに財政負担の推移と今後の予測。それから、後期高齢者を新制度案で示されております国民健康保険への再編入、仮にそのようになった場合の本町としての体制はいかにすべきかと、以上の点をお聞きしたいと思いますが、まず、今議会で提出されました後期高齢者医療特別会計ですけども、歳入で1億6,000万円、歳出で1億5,700万円だったわけなんですけど、ざっくりした内容は医療保険料、年金からの天引き等の医療保険料が約1億2,000万円弱、そして、トンネル会計のようなものだと思うんですけども、それに3,000万円ほど補てんをして1億5,000万円近くを広域連合へ支出していると。

これが後期高齢者医療特別会計の内容なんですけど、これ以外に一般会計並びに国民健康保険特別会計の中にも後期高齢者医療の分がありまして、一般会計ですと、保険基盤安定負担金が県から2,200万円、それから保険事業の受託収入として広域連合から190万円、歳入で合計2,400万円ほど入っております。

それから、歳出の方ですと、広域連合への負担金が1億5,800万円、ですから、結局広域連合の方へ特別会計と一般会計で合わせて3億円強を出しているということになると思います。それから国民健康保険特別会計の方へ後期高齢者医療支援金負担金ということで、国保から1億円弱が入っております。それから県からの支援金交付金として1,200万円、歳入で合わせて1億1,000万円入ってきていて、歳入で、最終的には国庫へ入ると思うんですけど、若年世代、現役世代からの支援金として2億1,000万円歳出をしております。

この三つの会計の間の繰入金、繰出金を相殺して合計しますと、歳入で2億5,000万円ほど、そして歳出で5億2,000万円、そうしますと、実質的な町の持ち出し、町負担が2億7,000万円ほどになるということと思うのですが、これでまず間違いはありませんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） それでは、最初に一問一答でいきますので、平成20年4月施行の現行制度についての所見についてから答弁を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） この後期高齢者医療制度でございます。これは、さまざま議論があると

ころでして、今の段階ではもう変更されるということでございます。何でこの制度が余り評判がよくないかというようなところですけども、まず、高齢者部分について切り離して独立しているということが差別的な感覚がありますし、また名前も、名称もちょっといかなものかというようなことがあるんだろうなというふうに思います。

制度としての完成度といいますか、これは実は今の段階でははっきりだめだったのかなというのはわからないというふうには思っております。つまり制度自体が、名前とか何とかは別にしてどうだったのかなというところについては、まだ実は評価が決まってないような気はするんですが、ただ一方、国民の方々からの批判も多いわけですので、変えるについては妥当なところなのかなというふうには思います。

ただ、一たんこの後期高齢者医療制度を立ち上げるに当たりましては、ある一定以上の期間、コストもかけております。これを変更するにはまた、同じではないですけども、相当程度時間なりコストなりがかかるということなので、実務レベル、我々の、執行者側の実務レベルとしてはちょっと作業がふえるなというようなことは考えております。

あと、国民健康保険が各自治体単独になっているところを後期高齢者医療制度の場合は広域化しているということもありまして、そういう点は望ましい部分であるのかなというふうに思っております。今後、国民健康保険も含めましてよりよい制度というのがもっと国の方でも示していただくと、自治体側としてはいいのかなというふうに思っております。

概括的にはそういうことでございますが、残りについては副町長以下で答えたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 一問一答なので。緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 町長のご所見はある程度了解をいたしました。それで、先ほど質問した財政負担の件についてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 2番目の高齢者の推移は飛ばすんですか。（「順序を変えます」の声あり）答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 先ほどの質問の平成21年度の決算で一般会計2億7,000万円ということで大丈夫で間違いはないですかというのがありました。それについてお答えをいたします。

平成21年度の決算、一般会計とそれから後期高齢者医療特別会計、それから国保、これらの町の持ち出し分の累計で、今おっしゃるとおり2億7,000万円で間違いはないかと。約2億7,300万円ぐらいですので、その試算的には試算のとおりかなということでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 答弁されました。緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 私も決算書を見て初めてわかったんですけども、それまでわからなかったんですけども、この決算、または予算で後期高齢者医療制度を維持運営するために、町ではどのような会計内容になっているのかということについて、町の広報紙とか議会だよりとかでしか一般町民は見るできないわけなんですけれども、それで約1億五、六千万円ということで、ところが、実際的には2億5,000万円ほど入ってきて、5億2,000万円を出していると、町の持ち出しが2億7,000万円ぐらいあると。これ制度上この財布を三つにするということは難しいんだと思うんですけども、その後期高齢者医療制度について保険料が高いという、そういうお話をされる向きもありますので、町としてもこのぐらい負担しているんであるということを知らせる必要もあるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでございましょう。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今、後期高齢も含めた形では、一般会計からの持ち出し分については、一般町民への周知ということかなと思います。この辺については広報とか何かで出しているわけですけども、今みたくこれとこれがこれで、これとこれがこれという詳細までにはなく、一般的な答えの集計的な答えで上げております。今言われた一般会計こうなっていると、具体的な数字でということですけども、この辺は掲載の仕方を少し工夫しながらやる方法はあるんでないかなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 答弁されました。緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 今、平成21年度の町の持ち出し分が2億7,000万円だとお聞きしましたが、じゃあ、後期高齢者医療制度施行初年度の平成20年度については、町の実質的な負担、持ち出しというのは幾らぐらいであったのでしょうか。また、現在、75歳以上の方の人口が2,410人だったですか、被保険者、65歳以上の方も入って約2,500人ぐらいいるわけなんですけれども、じゃあ、その平成20年度は75歳以上の方は何人ぐらいだったのか、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 平成20年度の実績負担について。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 平成20年度においての75歳以上の人口ということなんですけれども、そうしますと、平成21年3月末現在では2,299人が75歳以上の人口となっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 平成20年度の実績は同じような、平成21年度に比べてどうだったか

ということであります。考え方、先ほどの議員さんがおっしゃった計算のシミュレーションと大体同じシミュレーションでやりますと、大体2億4,600万円ぐらいということで、平成20年度と21年度を見ますと、先ほどは2億7,000万円何がし、今度は、平成20年度は2億4,600万円ということですので、2億ちょっとですかね、それぐらいに一般財源としては持ち出しになっているという状況でございます。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） そうしますと、平成20年度から平成21年度へ、この1年の経過で75歳以上の方が約100人ぐらいふえて、そして町の持ち出し分も2,400万円ほどふえているということだと思えますけれども、そうしますと、今後また100人ぐらい年々ふえていくのかなと思えますけれども、それで、先ほど被保険者が約2,500人ということでしたけれども、平成21年度での2億5,000万円をこの2,500人で割り算しますと、収入が約1人頭10万円ですね、1人当たりで換算しますと。保険料がそのうち4万8,000円、国・県からの補助金が5万2,000円、そして歳出の方ですと5億2,000万円をこの2,500人で割りますと、約1人頭21万円ぐらい。内訳は広域連合へ12万円ぐらい、国への支援金が9万円ぐらいということで、10万円入ってきて21万円出している。差し引きで11万円、1人頭の持ち出しになるということだと、これが100人ふえると11万円ふえると、1人頭。そうすると、毎年今後1,000万円以上どんどんふえていくんだらうかと、全体でと思えますけれども、今後75歳以上のお年寄りの方の人口の増加の予測を含めまして、このように財政負担がどんどんふえていくんであると思うんですけれども、大体どのように予測をされているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今度は3番目の75歳以上高齢者人口の推移と予測でよろしいですか。

（「はい」の声あり）答弁。（「と財政負担」の声あり）分けて、一問一答分けて質問してください。（「わかりました」の声あり）最初のやつ終わったんであれば終わり、終わらなければそのまま続ける。財政負担もっと続けるんであればもっと続けてください。そして、終わったら高齢者人口。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） それでは、私の方から75歳以上の高齢者の人口推移とその予測につきましてお答えさせていただきます。

平成22年3月末現在では2,410人であり、前年度と比較しますと110人ほどが増加しております。対人口比率では15.5%と増加の一途をたどっております。このような傾向を踏まえまして、今後の高齢者の人口については、これまで同様の推移で増加していくのかと存じます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） そうしますと、どんどん、どんどん財政負担がふえていくということなわけですけれども、後期高齢者医療制度が導入される前は老人保健制度ということだったわけなんですけれども、平成21年度並びに平成20年度の今度は一般財源からの持ち出し分というのは、平成21年度では1億9,200万円ぐらいだと思えるんですけれども、2億7,000万円の持ち出しのうち、平成20年度は幾らぐらいだったんでしょうか、一般財源からの持ち出し。

○議長（櫻井公一君） はい、再答弁、さっきの数字。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 平成21年度今2億7,000万円、じゃあ、平成20年度はということで、たしか私2億4,000何がしというふうにお答え、2億4,600万円というふうにお答えしたかと思えます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） そのうちの一般財源からの持ち出し分。1億9,200万円ぐらいだと思えるんですけれども。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 平成21年度なんですけれども、平成20年度も同じなんですけれども、先ほど言いました平成21年度は2億7,000万円、ちょっと私の試算では町が負担する分は2億7,000万円かと思えます。1億9,000万円と今お話だったので、ちょっとそこまで私試算してなかったんで、ちょっと今それは確認できませんが、2億7,000万円は町の負担の一般財源というふうに試算していますが。平成20年度は先ほど2億4,600万円ですね。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） じゃあ、ちょっと別な点についてお聞きします。そうしますと、2年半前の老人保健時代の一般財源からの持ち出しは幾らぐらいだったんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 老人保健、平成17年、簡単に述べますが、5年間でいくと17年から19年ぐらいになるので、申し上げますと、老人保健では一般会計の大体1億、ちょっと足して割らなくていけないものですから、平成19年で2億2,700万円、平成18年で1億7,100万円、平成17年で1億6,500万円、ちょっとこれの3分の1ぐらいになりますので、大変1億8,000万円、9,000万円ぐらいかなというふうに見ております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

- 1番（緑山市朗君） 私がさっき1億9,200万円と言いましたのは、特別会計への一般会計からの持ち出し分、これと、それから共通経費分足して1億9,200万円ぐらいじゃないかなと言ったつもりだったんですけれども。
- 議長（櫻井公一君） 確認のための答弁を求めます。熊谷財務課長。
- 財務課長（熊谷清一君） ちょっと今その辺の数字の動きにつきましては整理させていただきたいと思います。以上です。
- 議長（櫻井公一君） 緑山議員。
- 1番（緑山市朗君） 私が把握している限りでは平成21年度が1億9,000万円ぐらいで、平成20年度が1億7,000万円ぐらい、そして、何を申し上げたいかといいますと、平成19年度、今答弁ありましたけれども、平成19年度が2億2,000万円ぐらい、平成18年度が1億7,000万円ぐらいですか、平成19年度から21年度、この後期高齢者施行に当たって町の財政負担がかなりこの制度の導入によって減ったのではないかと、負担軽減になったのではないかと。それで、徴収義務は市町村でやるわけなんですけれども、給付事務は広域連合でやっているわけで、この制度に対して批判とか悪口とか、それから新聞等で随分大騒ぎして反対論なんかも展開されたんですけれども、町としてはむしろよかったのではないかと。今新聞もこの制度に対して何も言っていませんし、新制度案に対してむしろ疑問を呈しているということなんですけれども、本町にとって現行制度が果たしてどうなのか、評価できる点はないのかどうかと、それをお聞きしたいと思います。
- 議長（櫻井公一君） それはですね、一番最初の町長の所感でもう終わっておりますので、次をお願いします。一応残っているのが後期高齢者と国民健康保険の再編についての体制整備ということかなと思います。緑山議員。
- 1番（緑山市朗君） 先ほど申し上げましたけれども、新制度案で75歳以上の方を県単位で、県が保険者となって運営するという中間取りまとめの案なんですけれども、後期高齢者医療制度の改革会議の中のメンバーに全国知事会長とか、市町村長会長さんとかメンバーに入っているんですけれども、全国知事会の方は大反対をしている。といいますのは、県で徴収事務、また給付事務もすると大変になると、負担もふえるということで反対しているわけなんですけれども、現行の広域連合のスタイルがいいのではないかとということで、それで実質的には被保険者の個人情報把握しているのは市町村なわけですから、保険料の算定とか等々含めて市町村へ事務移譲されるであろうと予測されるわけで、現在決算上は後期高齢者特別会計の職員配置というのはゼロなんですけれども、その新制度が仮に導入されたら職員配置

が必要になってくるのではないかなと思うんですが、いかがでございますか。

○議長（櫻井公一君） 4番目の質問、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ご質問の趣旨は、その後期高齢者、国民健康保険再編するについての体制整備どうなのかというようなご質問かと思いますが、現状においてその県の方の事務がどのように行われるのか、広域連合という形になるのか、知事会、そういった意味では、一方的に押しつけられたので反対だというようなこともお話を伺っておりますし、そういったことも考えますと、現在の高齢者医療制度、国の方では平成25年4月に施行を予定しているというところがございますけれども、全くそういった詳細につきまして不透明な状況であるというふうに考えております。ですので、町の方の体制どうするかというようなお話でもございましたが、そういったところもあわせまして今後の推移は注意深く見守っていききたいというふうに考えております。

後期高齢者制度できるに当たって、相当当時の自民政権下において制度改正がなされたわけですが、ある程度の準備期間を持って実施されてきたわけでございますが、またこれは制度を改めるとなると、同様の準備期間、あるいはそれ以上の準備期間が今後とも必要になるのではないかとこのように考えておりますので、今後、国や県の情報収集しながら適切な我々としても対応をしてみたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 医療保険制度というのは、国民の基礎的な社会保障でありますし、国民が安心して暮らすための日常生活の基本であるわけですので、10年間かけて今副町長言われたように導入された制度、それでも混乱が生じたということでもありますので、本町にとっても導入に当たりまして混乱がないように、町民が安心してこの医療保険にかかれるような体制整備、また周知をしていただきたいとお願いをしまして、終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 緑山市朗議員の一般質問が終わりました。

ここで議事進行上休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） ご異議なしと認めますので、再開を11時5分といたします。

午前10時49分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（櫻井公一君） 再開いたします。

一般質問を続けます。

登壇願います。6番高橋利典議員。

〔6番 高橋利典君 登壇〕

○6番（高橋利典君） 6番高橋でございます。

簡潔に明瞭にご回答いただきながらお願いしたいと思います。

通告しておりました1件、発達障害者支援センターを広域行政で設置をとということで質問させていただきます。

まず、発達障害と申しますと、言語、それから身体能力、認知、コミュニケーション能力などの発達の過程でどこかでつまずいて生活に不便が生じていると、そのような状態でありませぬ。言語障害、それからダウン症、自閉症、アスペルガー症候群、それから広汎性の発達障害といったものが挙げられるようでございます。

その発達障害の方々をまず自立支援法の中でこの平成20年度ですか、1市3町、多賀城市、七ヶ浜町、松島町、利府町で構成された宮城東部自立支援協議会として発達障害児支援体制の充実を図るために設置されたと伺っておりますが、現在、各地で取り組まれております。また、医師会との連携、発達障害児、障害者に対する支援体制について伺いたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、副町長。

○副町長（西村晃一君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

宮城東部自立支援協議会の支援体制についてというご質問でございます。

本協議会につきましては、障害者自立支援法に基づきまして、障害者相談支援事業の一環として障害者の自立した日常生活や地域生活を営むことができるよう相談支援の中核的な役割を担うべく1市3町が共同で平成20年4月に設置したものでございます。

活動状況といたしましては、地域で障害を持つ方やその家族などの諸問題、地域課題についての情報共有、社会資源の開発や改善、困難事例への対応のあり方など、関係機関を交え定期的に協議を行っております。また、障害を持つ方及び家族に対する相談支援につきましては、各市町の担当窓口のほか、宮城県社会福祉協議会内に1市3町共同で相談支援業務を委託してございまして、障害の有無にかかわらず広範囲の相談に応じているというところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○6番（高橋利典君） 障害者自立支援法のもとに障害者の方々いろいろな形での相談、支援

体制がとられていると思うんですが、まずこの協議会の中で、発達障害についてのそういったいろいろ情報の共有とかあると思うんですけども、その辺についてお伺いいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁願います。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 宮城東部自立支援協議会なんですけれども、先ほどお話ししたとおり、平成20年に設立ということで、平成20年においては幹事の市が多賀城市さんだったんですけども、平成21年度においては松島町が幹事ということで、大規模なそれぞれの障害者のいろいろな支援施設の職員、それから関係機関が集まった全体会議をまず2回を実施しております。それからあと、各行政レベルの担当者会議においては、2カ月に1回開催して情報の交換をしているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○6番（高橋利典君） 大体そのような、いろいろ協議会の内容についてはわかりました。

それで、現在、南中山に宮城県の発達障害者支援センターえくぼがあります。仙台市は単独でありまして、仙台市以外の市町村が対象で、本人、そして家族の方々の相談支援、発達療育支援を行っているところであります。

そこで、このえくぼで松島でのこの相談件数を伺ってみますと、平成21年の4月から平成22年3月まで約10件の相談がありました。また、この2市3町では237件、えくぼ全体では1,301件といった相談が寄せられているようでございます。

そういった中で、やはりこの相談の体制ですけれども、専門相談員、外部委託相談員等を含めまして、8名体制で行っているところでございますけれども、継続的な支援を行うことが大変できないような状況になっているということでございます。月にこのえくぼでは大体2日に一遍程度の相談内容になっております。

また、ここでも就労支援ですか、やはり職場でコミュニケーションがうまくいけないとか、これから働くための準備をしたいなどの本人のニーズや能力に合わせての就労やその準備に関する支援を行っておりまして、いろいろ各機関と連携をとりながら相談体制を行っているようであります。いろいろ相談に当たってのこの体制がなかなか継続的にできない状況でありまして、大変相談の件数も多くなっているようなところでございます。

また、移動相談についても、県北、県南と月に1回程度、栗原地区とか、あとは気仙沼、大崎といった形での仙北、それからあと県南地域ということで、相談が月に1回程度ぐらいしかないということです。このセンターは、やはり遠いものですから、結局遠方から電話やファクスなどでの相談も数多く寄せられているところであります。

発達障害のこの理解は、ここ10年くらい比べれば大きく進歩してきましたが、まだまだ十分とは思えませんが、まずこの施設に対しての町長の所見ですか、理解というか、そういったところをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この発達障害ですけれども、最近ケースがいろいろ言われるようになりまして、教育、それから保育関係では大きな問題になってきているということは私も理解しております。その際に、以前からあるような障害とちょっと形が違っておりまして、あとよく瞬間的にわからないみたいのがありまして、なかなか取り扱いというか、難しい。それから、家庭内といたしますか、親御さんの理解とか、そういったものもなかなか的確な理解には至っていない部分が多いのかなというふうには思っております。今後、そういったものに対する支援なりサービス強化といたしますか、そういったものについては努力していかなければならないのかなというふうに思っております。

また、現行制度のふぐあいといたしますか、不十分な点について、その辺は副町長以下、また課長から答えさせたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ただいま高橋議員の方から具体的なお話いただきました。議員ご指摘のとおり、県の発達障害支援センターえくぼでございますけれども、県北及び県南地域、石巻地域でも移動相談を実施しているというふうに伺っております。当地域では県の社会福祉協議会が宮城県の委託を受けまして、移動相談室を開催しておりまして、療育や福祉サービス等の相談に応じているところでございます。

また、1市3町共同で委託している相談支援先におきましても、電話相談であるとか、あるいは必要に応じての戸別訪問を行うなど体制を整えているというところでございます。具体的に本町としてどのような状況かということで、その辺も加えてお話ししたいと思いますけれども、気になるお子さんがいらっしゃった場合、保健師の面談であるとか、あるいは臨床心理士の専門的な相談・助言による支援を実施しているところではございますけれども、必ずしもすべての方々のご要望におこたえできていないという現状もございます。その辺は我々としても認識しておりまして、今後とも関係機関が相互に連携を図りながら早期の療育支援につなげるよう努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○6番（高橋利典君） この相談件数も年々増加していきまして、やっぱり虐待、それから不登校、

引きこもり、家庭内暴力を含む二次的な問題や行動障害についてもさまざまな機関で連携とって、今おっしゃいました社会福祉協議会、そういったところでもいろいろ対応していただいているというようなお話は聞いております。やはりこの障害についても、確定した診断を受けなくて、これらの障害があると本人や家族が認識していない場合も多々あるように思われます。少なからずそういった方々が、水面下と申しますか、いろいろ学校でも私もたまに行くんですけども、見受けられるような状況でありまして、家族の方もその認識していないというような一つの経過もあるようでございます。

そういった中で、やっぱり一つは、このセンターを専門相談員、そういった方々を配置してこの2市3町広域で、この協議会の中で設置をできないかということでございますので、その辺を伺いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 議員お話しのとおり、発達障害につきましては、やはりなかなか理解がされていない部分が相当あるのかなというふうに思っております。原因についてもはっきりとされておらず、脳の何らかの機能障害とか、あるいは一部では親の育て方とか、本人の努力不足に原因があるんじゃないかというような言われ方をします。そんなことは全然ないわけですけども、そういった見方をされている部分もありまして、十分な発達障害者に関しての理解が住民の方にやられているかという、まだまだ不十分かなというふうには私自身も思っているところでございます。

ご質問の中のその発達障害支援センターの設置ということでございますが、発達障害者支援法に基づきまして、発達障害の早期発見に資するように専門的な相談支援、あるいは障害のある方への療育、就労などの支援を行う専門機関であるということでございまして、仙台市にも県と同様な発達相談支援センター「アーチル」と呼んでいるようですけれども、設置されているということでございます。本町における設置についてのお話でございましたけれども、実施主体都道府県、または政令指定都市というふうになっておりまして、設置について制約がございます。塩釜地区の広域行政推進協議会であるとか、仙台都市圏の広域行政推進協議会を通じまして、これらの県に対して必要性を要望していくということで考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○6番（高橋利典君） いろいろ県を通じてその支援センターをやっていくということでございますけれども、この発達障害の法律ですか、その中での設置と申しますと、今副町長がおつ

しゃったとおり政令指定都市、それから中核都市と、これはある程度義務づけられてセンターの設置がなされています。それ以外に県に一つというようなことでございまして、ただ岩手県ではそのセンターについて、この自立支援法の中でセンター設置を行ってございまして、相談支援、それから療育支援、就労支援といったものを行っております。そういった関係で、必ずしもそういった広域の感覚というか、その政令指定都市、そういった中核都市とは限らず、やはりこの2市3町における中でもある程度広域となれば大体人口的なものが出てくるのかなと思いますけれども、そういった中での一つの設置を希望していきたくと思います。よろしく申し上げます。

なお、2市3町の議員連盟で10月3日にこの発達障害者の現状ということで、講演がございまして。それについても町長にちゃんとご案内を差し上げているところでございまして、ぜひ出席していただいて、聞いていただければなと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典議員の一般質問が終わりました。

続きまして、16番今野 章議員、登壇願います。

〔1番 今野 章君 登壇〕

○1番（今野 章君） 16番今野でございまして。

通告をさせていただいております3点についてお伺いをするわけでありまして。後ろの方から何となく12時まで終われというように言われているような気もするわけでありまして、これは町長の答弁いかんということになるかと思っております。

6月の定例会では大変前向きな答弁もいただきましたので、すんなりと質問が終わったというような、たしか記憶もございまして。そして、早速介護保険関係の住宅リフォーム、あるいは福祉用具の貸し付けですか、こういう問題については現物給付化といいますか、受領委任という形に早速変更いただいたと、こういうことで、本当に利用される皆さんにとってはよかったなど、このように思っているところでございまして。今回もぜひ前向きな答弁をよろしく願いをしておきたいというふうに思っております。

それでは、グループホーム公募で透明性、公平性は確保されたかと。題名は非常に仰々しいと言えれば仰々しいわけですが、こういうふうにするると少し興味を持っていただけるかなということで、こういう題名にさせていただきました。

中身といたしましては、まずこのグループホームの公募、いわゆる松島町認知症対応型共同生活介護事業整備予定事業者の選定についてということで、町のホームページにも載ってお

りましたけれども、この事業者をコスモケア株式会社ということに決定をして、整備予定地が松島町磯崎字長田80番の24に決定したと、このように公表をされているところでございます。

このいわゆる認知症高齢者のグループホームの公募につきましては、ことし1月29日から公募要領の配布を開始をしたと。そして、5月21日から31日までの間で公募の書類提出を受け付けたと、こういうことになっておろうかと思えます。6月定例議会14日に介護保険特別会計補正予算の審議の際に、この公募にどのぐらい応募があったのかということですか、資格審査等などについてどのように進めるのかという質問をさせていただいております。

その際ご回答いただきましたのは、7社から応募がありましたと。そして、7月中旬に選定をする計画であります。選定作業につきましては、10名からなる松島町認知症対応型共同生活介護事業者選定委員会で書類審査を行うと。選定においては評価項目、評価基準を町で定めると。その内容としては、法人の運営状況5項目、経営安定・継続性4項目、事業に対する企画力3項目、運営全般について16項目、職員の体制4項目、立地条件、施設の整備について9項目と、このように答弁をしております。

なお、選定委員につきましては、学識の経験者として町内の医師の方々4人、それから指定介護事業者代表者として町内の社会福祉法人代表者お二人と、そしてさらには、地域の代表として行政区会、民生委員、民生児童委員、このように答弁をされているところでございます。このことにつきましては、答弁をされております内容に従いまして、選定委員会で厳正な審査がされ、選定をされたものと思えますが、次のような点についてお伺いをしていきたいと考えております。

まず、第1点目でございますが、公募に応募いたしました事業者数7社であったのかどうか。同時に事業者名と本社の所在地についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 一つ一つの項目にお答えする前に全体的なお話をちょっとさせていただきたいわけですが、今回この公募要領につきましては、実際に公募しているほかの市を訪ねて資料なり助言なりをもらいました。そのほか詳細について町の顧問弁護士と相談して、また役場内では各課長の意見等を踏まえて作成しているわけでございます。

この公募要領についての中で、指定公募事業者の選定について記載しておりますけれども、今後の介護保険施設の整備、それから運営事業者の公募事務に支障を生ずるおそれがあること等を考慮しまして、公表する部分としない部分、どちらかというとしらない部分が多いわけ

ですけれども、そういったものを決めておりますので、その辺はまずご理解いただきたいと思います。

それでは、次に副町長から。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、ご質問の中で公募に応募した事業者につきましてのご質問でございます。

選定された指定公募事業者につきましては、事業者名及び整備予定地を公表いたしましたが、選定されなかった事業者名につきましては、当該事業者の今後の事業運営に支障を生じるおそれがあることから、応募の有無を含めまして公表しないことということにしております。応募事業者もそれを公募要領に記載されておりましたので、一切の事項を承諾して応募しているということから、残念ながらこの場で申し上げることができないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうしますと、通告しておりますほとんどの項目について多分今と同じようなご回答になるかと、このように思います。

2点目のお聞きしておりましたのは、選定委員のメンバーについてということでございますし、三つ目には、選定評価方法及び選定の最終決定はどこで行われたのかと、こういう内容にしております。さらに、各事業者の評価について伺う、この項目もございました。さらに、応募各事業所の選定地における住民対策、災害対策の評価について伺うと、このようなご質問を通告をさせていただいているわけではありますが、今のお話ですと、いろいろと今後の問題について支障が出ると、こういう理由で公表ができないものがあるということでございます。今並べました質問の中で、それならばまず答えていただけるものはどれなのか、ぜひ答えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、一問一答ではございましたけれども、一括してご質問されたということで、我々としてもなるべく先ほど町長が申し上げましたお話の中で、公表する部分としない部分ということで、それをお話ししていきたいということでございます。個別にちょっとお話ししたいと思います。

選定委員会のメンバーにつきまして、これは先ほど議員の方からお話のありましたメンバーを選定いたしました。その基本的な考え方といたしましては、事業者と委員が特別な利害関

係を有さないように慎重に選定いたしまして、選定委員会開催に当たって委員の合意の上で選定委員会も非公開という形で開催させていただきました。

また、選定委員の選定に当たりましては、委員会の設置要綱に基づき10名以内で委員ご指摘のとおりな構成になっているということでございます。また、選定後であっても委員名を開示するということをしてしまいますと、事業者の方々であるとか、関係者の方からその方に接触されてご迷惑がかかるのではないかというようなおそれもあることから、不開示ということをしているものでございます。

次に、選定とか、評価の方法及び選定の最終決定がどこで行われたのかというようなご通告であったかと思えます。

これにつきましては、選定委員会は3回開催いたしました。内容につきましては、1回目で選定委員会の概要、今後のスケジュールなど各種説明を行いまして、2回目で応募事業者へのヒアリング、意見交換をいたしました。3回目で採点表の回収を行い、集計、集計結果の確認及び選定に係る協議をしていただきました。

評価方法につきましては、公募要領にお示ししております評価項目及び評価基準、先ほど議員の方からお話がありました法人の運営状況、経営の安定性・継続性、職員体制、立地条件、施設設備等に基づきヒアリングを行い、評価をしていただいております。最終的な決定につきましては、委員会から書類審査及び意見を伺い、町長が最終的に決定したという形になっております。

また、各事業者の評価についてのご質問でございますけれども、この評価基準がこの認知症対応型共同生活介護を行う上で必須となる項目でございますけれども、どの事業者も県内で実績のある事業者でございましたので、甲乙つけがたいものもございました。中でも事業に対する企画力を評価する項目では、例えば地域住民との交流であるとか、介護サービスを提供するに当たっての方針、職員体制など、各事業者のサービスに向けた特色のある提案がございました。

また、応募事業者の点数につきましては、申し入れのあった事業者の事項総合点数につきましてはお示しいたしますけれども、他の事業者の点数であるとか、各評価項目ごとの各配点及び審査内容につきましては、今後の公募事務に支障を来すおそれがありますので、公表しないということになっております。

また、事業者に提出いただきました書類は、事業計画のほか、経営状況、役員の経歴、運営実績、今までの指導監査での指摘事項等詳しいものとなっております。選定委員の方々には

守秘義務の厳守とともに審査書類もすべて回収させていただいたところでございます。

また、最後の応募事業者の選定地における住民対策、災害対策の評価についてということでございますけれども、開設に当たりまして、地域住民の理解を得る取り組みという項目でさまざまな計画がされております。また、災害対策につきましては、どの事業者も災害対応マニュアルを作成いたしまして、災害が起きたとき最善の対策がとれるよう計画されておりました。

今後の住民説明、あるいは災害対策につきましては、具体的には選定事業者が決めていくことでございますけれども、指定に向けてまして公募事業者と協議してきちんとした対策を確認していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 聞きたいことのほとんどをやっぱり回答としては返ってきていないなど、こういうことになるかと思えます。最初に、この事業者名すら公表ができないと。これではもう、これはもう一般的に検証できませんね。今普通建設事業をやるにしても何にしても全部公表しているわけですよね。幾らで入札の札を入れたかまで公表してやっている。それぐらいこういった事業をする際にはその透明性を高めてやるんだということが一般的な流れになっているわけで、いろいろ各方面のご相談もされて、こういうことにしたという経緯はわからないでもないんですが、せいぜいそれにしてもその各項目の評価がどうであったのかということぐらいは公表しないということはあるかもしれませんが、私はその応募した業者の名前ぐらいは当然公表されてしかるべきではないかと、このように考えるんでありますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） その辺は先進事例等々を調査いたしまして、やはり応募されて公募事業者選ばれなかったというところが、その事業者に対して本町でだめでしたというふうなことが、その事業者が実績にならなかったわけで、非常にご迷惑がかかるのではないかなというふうな我々としては判断をしたというところでございます。

最初の公募の段階でそれを公表しますということで、落ちた業者さんも公表しますよということで公募していれば問題はないかと思えますが、今回は我々が隠すために公募、その事業者を公表しないのではなくて、相手方に迷惑がかかるのかなという相手をおもんばかってそういう措置をしたということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 自由競争の社会でやっぱりお互いに切磋琢磨して、その事業をとりたい、やりたいと、こういうことで応募をされてきているんだと思うんですよ。それで、こちらがおもんぱかってやる必要性がどこにあるのかと。こちらはどれだけの事業が、サービスが提供してもらえるのかということをしっかり推しはかっていく、その能力があれば私はいいんじゃないかと思うんですよ。なぜそんなに業者に気を遣わなくちゃいけないんですか。だったら、建設業だって同じです、そんなこと言ったら。仕事とれなかったと、あの業者は仕事できない業者なんだと、こう言われるよと今言ったのと同じでしょう。それなのに、建設業等々については全部公表してやっているんですよ。それをなぜ公表できないのか。私おかしいと思いますよ、それ。

同時に、業者の勉強にもなりませんね。どういう評価だったのかということがわからなければ、どこを直したらいいのかもわからない。これでは業者が成長しませんよ。町内にも二つの業者の方も、私たちが応募したんだと、こう言っていますよ。残念だけどとれなかったと。しかし、だからといってほかの人たちがそんなに悪いほどサービスなのかと言えば、今やっている中身だって頑張ってやっておられると思うんです。こういう人たちが直接地元と結びついて、しっかりした福祉事業をされていくという可能性につなげていく上でも、そういう評価点や何かを明らかにして、自分たちのどこが悪かったのかということがわかるようにしてやることの方が私は町の責任として大きいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 繰り返しになりますが、今回は公募に当たってそれを前提に公募をいたしました。そのときの考え方としては先ほどご説明いたしましたとおり、その各事業者にご迷惑がかかるのではないかという趣旨でございますので、今野議員のご指摘はご指摘として承りますけれども、今回に限りましてはそういったことで公表はできないものということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 非常に残念ではありますが、これはやっぱり今もお話したような方向性で考えるべきだと私は思います。そうでなければ、応募した、かえって事業者がかわいそうだと思います、私は。そういう意味では、しっかりと自分たちがなぜ落ちたのかと、このことが説明できるようにしてやらないと。何で落ちたんだろうねと、応募された皆さん悩んでいると思いますよ、私は。あんなにいい計画つくったのにと、逆に言えばですよ。そういうことになっているのではないかと思います。非常に残念ですし、これは公表すべきも

のだということ、これ以上言ってもむだでしょうから、申し上げておきたいというふうに思います。

二つ目は、重過ぎる国保税の負担軽減についてということでの質問でございます。

この点につきましては、昨年の6月の議会に同じような趣旨で質問をさせていただいております。質問の大意は、市町村国保の基金は予想外の給付費の増に備えて保険財政の安定強化のため、過去3年間の保険給付の平均に対し5%相当を保有するよう厚生労働省国保課長が通知しているが、本町の基金保有残高はこれを大きく上回っているから、その基金を活用して国保税の引き下げをすべきではないかと、こういう質問をさせていただいたのであります。

それに対しまして副町長が答弁をしているわけでありまして、答弁は、平成20年度から医療保険者に対し義務づけられました特定健診、特定保健指導や超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系がとられまして、後期高齢者医療制度や前期高齢者医療制度がスタートし、国保の体制も大きく変わってきているところでございます。今後の医療費の伸び、また後期高齢者支援金、介護納付金等の推移を考慮していかなければならないというふうに考えているところでございます。また、本町におきましては、医療費の増加につながる可能性のある疾病の患者数、これが県内でも上位ということになっている状況や、突発的な疾病の発生など、医療費等の増加による急激な負担増を回避するためには、現時点では基金の取り崩しによる国民健康保険税の引き下げは難しいと、こういう回答をされております。

今定例会の平成21年度の決算審査が行われたわけでありまして、その討論の際にも申し上げておりますが、平成21年度決算で累積の滞納が2億8,376万円、非常に厳しい徴収、これをやっているにもかかわらず、なおかつ2,000万円以上の不納欠損金を行いながら、欠損処理を行いながら、昨年度をまた上回る滞納の額になっております。

決算審査で提出をいただきました資料を見ますと、平成21年度国民健康保険加入者の所得段階別加入世帯状況及び滞納世帯状況、これによりますと、国民健康保険加入世帯は2,471世帯、そのうち1,979世帯が世帯数の8割が所得額が200万円以下の世帯であると。まさに国保加入世帯非常に所得が低い世帯の医療保険だということを見ることができると思います。そして、この資料によりまして、いわゆる所得がゼロとされている世帯、731世帯、これに対しても平均5万4,000円の国保税が課税をされている。そのうち159世帯が滞納をしております。平成21年度の滞納世帯全体の36.2%が、この所得がないにもかかわらず国保税が課税をされている世帯で占められているわけでありまして。

この国保の状態どのように考えておられるでございましょうか。国保は所得がなくても、資産割、均等割、平等割の課税がされるために、法定減免されても滞納せざるを得ない人が出てまいります。税を納め切れない、そういう方々が出てくることになります。国保税の税率の見直しの際には、こうして滞納された分、あるいは不納欠損をされた分も含めて税率の見直しが行われることになっていきますから、結局加入者に対して再課税をされると。まじめに国保税を支払っていなければいほどの人たちの税金はさらに重くなっていく、こういう仕組みになってはね返っているというふうに言えるかと思えます。

結局こうやって滞納する世帯をふやし続けていると、こういうふうに言っても私は過言ではないと思えます。一方でこういう状況に拍車をかけてきたのが国保会計に対する国の負担割合の削減であります。昭和59年ですか、1984年にこの国庫負担の割合を大きく転換をしました。それまで総医療費に対して国が50%負担していたものを、保険給付費の50%に国の負担割合変えたわけです。そのことによって、国保会計では国庫負担率が38.5%まで基本的には下がることになってまいります。それ以降さまざまな改革がされて、今では国の会計に占める国庫負担の割合は平成21年度で21.58%ですか、ここまで下がってしまった、こういうことであります。

これがまさに国の負担削減がこうした国保の運営の難しさといえますか、困難さというものをつくっているというふうに言わなければならないと思えます。私はそういう意味では、この加入者に負担を求めるだけではなくて、国がやはりこうした負担を元に戻していくということが大事だと、このようにも考えているところではございますが、こうした国保の状況について、まず町長がどのような考えでおられるのか所見をお伺いしておきたいというふうに思えます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この国保ですけれども、おっしゃるように国の方がやはり大きな役割を果たすべきだなというふうには思っているところでございます。そういう中で、国も財政的な部分あるんでしょうけれども、やっぱり国政の中でしっかり国会議員の方々にはお話ししていただいて、必要なものについてきっちり出していくという国の施策を出していただきたいなというふうには思っているところでございます。

一方、これまでも何度か私もお話ししているわけですが、自治体としては現状の中でどうやってやりくりをし、そして必要な健康保険のサービスをしていくのかということが課せられた仕事だというふうには思っておりますので、そのところを極力頑張っていきたいな

というふうに思っているところでございます。つけ加えるところがあれば副町長以下でちょっと答えたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） とりあえず国の役割の大きさというものを認識をしていただいていると、こういうことではあるとは思いますが、やっぱり前々から私も言っているんですが、その役割に本気になって言えるのかどうかと、ここが問題だと。そのためにみずから血を流すのかどうかと、ここが問題だと、こういうお話をさせていただいてきております。それはやはり加入者のもう担税能力を超えたと言わなければならないこの国保税の負担の重さですね。これを軽減するために、自治体として今町長言いましたけれども、やりくりをどうするのかということを実際に考えてもらわなければならないと。そのために血を流すということですよ、それが。と私は思っています。

それで、昨年の6月にもお聞きをしましたがけれども、厚生労働省は給付額の5%程度だよと、いろいろな病気、インフルエンザがはやったり、流行したりする、あるいは特に高額な医療が必要になった方が発生したと、そういう緊急の場合に備えて医療費の確保をしておく必要があると、そのために5%程度の調整基金は積み立てておきなさいと、これが厚生労働省の指導ですよ。去年はそれでいくと大体7,000万円ぐらいで済むんですよ。我が町のこの財政調整基金というのは。それと、去年は2億4,000万円余りでした。差し引き世帯当たりで5万か6万ぐらいの財政調整基金の積み立て余裕分があるという試算をたしか私したと思います。じゃあ、今年度はどうなんだろうということをお聞きをしたいというふうに思います。

いかがでしょうか。制度も変わってきて、後期高齢者に対する納付金など、支援金などもありますので、そういうことも含めてこの5%相当といった場合にどのぐらいの金額になって、残りの金額はどのぐらいになるのか、試算をしておればお聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 国民健康保険の財政調整基金の基金の保有の目安ということなんですけれども、先ほど今野議員さんおっしゃるとおり、国の方から平成12年2月1日付では5%というような目安のパーセントが提示されておりますけれども、また一方で、県の方においては、先ほど言った国の基準と別としまして平成15年3月15日付で、被保険者1万未満当たりの場合の自治体においては、保険給付費、老人保健拠出金及び介護納付金の過去3カ年の平均の15%とっております。そうした場合、本町の3カ年の今言った給付費の平均

をとりますと、約1年で13億7,725万1,000円となっております。それに5%を乗じた場合は6,886万2,000円、15%の場合は2億650円となっております。現在の基金の残高においては3億4,600円余りとなっておりますから、先ほどの場合の5%の場合は2億7,700万円ほどが基金としては残るといふ計算になります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 県の方で平成15年ですか、新しい指導基準を出している。私は平成8年のやつは持っているんですが、変わったんでしょうね。具体的にまずその中身を教えてください。人口規模で平成8年の場合は5,000人未満は25%、5,000人から1万人は20%、1万から5万人が15%、5万人以上が10%というのが県の指導だったんですが、具体的にじゃあ、これがどういふふうに変更したのかちょっと教えてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） ちょっと私の方で1万人未満と1万人以上のパーセントは把握しているんですけども、被保険者が1万人以上の場合は10%という形で、（「15」の声あり）10%です。1万人未満が15%の通知でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうしますと、以前よりも県の指導基準もかなり緩和をされたと、こういうふうになるかと思えます。給付費の取り方につきましてはいろいろありますので、私も聞いた方がいいなと思ってお聞きをしました。単純に決算額でこの国保の給付費、老人保健の拠出金、介護納付金、それから後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、これら全部合わせると14億5,976万円です。5%、7,299万円と、こういう計算になります。今のより多い計算ですけどもね。これで差し引きしてどれぐらいになるかということになりますと、3億4,565万円と、こういう金額の残高ですから、差し引きで2億7,000万円ぐらい残りますよね。そうしますと、今の世帯数で単純に割ると11万円、世帯。厚生労働省が指導している基金残高、保有残高の基準よりも2億7,000万円ぐらい多くて、それを世帯数で割れば11万円ぐらいお返しできますよと、こういう中身になるわけです。

私はこれ全部返せとは言いません。これを活用して軽減をすることを考えるべきではないかと、こうお話をしたいわけでありまして。例えば20%でもこれで計算してみました。20%で計算しても残るのは5,457万円です、私の計算では。それでも1世帯2万2,000円返せる。これぐらい基金はため込まれているということ。基金というのは、皆さんご承知のとおり加入者の皆さんが納めた税金そのものでありますから、何も余分にため込んでおく必要はないんで

す。苦しいときにはこれを引き下げて楽にしてやる、そういう機能を持たせても一向に私は構わないと思うんです。そういう施策が必要だと思います。町長、今お話ししたような国保の財政状況に今なっております。

財政調整基金は、平成13年度に国保税の大幅な改定をしてからずっとふえ続けてきているんですよ。平成19年度で2億5,700万円、平成20年度、若干減って2億4,400万円、平成21年度は3億4,600万円、こういうことで、去年より1億円以上ふえているわけです。ふえてきているんです。これは後期高齢者医療の導入などもあったからこういうふうになったというのはわかりますけれども、いずれにしてもそういう状況でふえているという状況になっている。持ち過ぎなんです。私はそういう意味で下げるべきだと、負担軽減策を講じるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 負担軽減について答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、私の方から負担軽減策をとるべきではないかというご質問にお答えしたいというふうに思います。

財政調整基金についてのお話をまずさせていただきますけれども、基金保有額につきましては、国からの平成20年度、21年度の前期高齢者交付金に、その超過負担金が合わせて1億円含まれておりまして、そのうち半分が国・県支出金で措置されております。残りの5,000万円が今年度交付金予定額から相殺されて交付されるということでございまして、今後超過交付金の減少が予想されるために、基金積立額は減少するのではないかというふうに考えております。

また、近年は医療費が伸びておりまして、特に高額療養費につきましては増加傾向にあるということでございます。また、去年は新型インフルエンザのように突発的な疾病の発生など、医療等の増加により急激な負担増を回避する財源として基金を保有しなければならないというふうに考えているところでございます。

また、先ほど緑山議員の方からもご質問ございましたけれども、後期高齢者医療制度、これが平成24年度末で廃止される予定でございまして、国保との統合等も検討されている中で、今後の国保財政運営の詳細につきまして具体的に決定されていないことから、先行きがそういった意味ではちょっと不透明なのかなというふうに考えております。このような状況等々を勘案いたしますと、基金取り崩しによる国民健康保険税の引き下げは今の段階ではちょっと難しいのかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 前回とほとんど変わらない答弁だなど、こういうことになりましたが、いろいろ急にお金が必要になったときのための基金だと、それに必要なのは5%あれば間に合うよと厚生労働省はね、宮城県は10%あればいいんだよと、こう言っているわけでしょう。だったら多いじゃないですか。副町長が答弁している中身は10%でちゃんと確保されているんですよ。それ以上にたまっているから私は負担軽減策に使いなさいと、こう申し上げているんですよ。答えになっていないと思いませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 制度が今回抜本的なまた改正があるというところがございます。そういった意味からは財政調整基金の指導で何%という指導もございましたが、そういったことをちょっと見据えながら我々も判断していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 負担軽減について質疑されておりますが、ここで議事進行上休憩とりたいと思いますが、よろしいですか。負担軽減だけ進めますか。（「これだけ終わりましたよ」の声あり）じゃあ、負担軽減について再質願います。今野議員。

○16番（今野 章君） なかなかこれは制度がいろいろ動いているという面はありますけれども、制度いかににかかわらず、加入者の負担が非常に重いということだけは変わらない。ここですね、ポイントはね。この加入者の担税能力をいかに軽くしてやるのか、担税をいかに軽くしてやるのかということが問われているということだと思います。

そこで、町長。たしか厚生労働省は応益割と応能割の負担割合、これを50・50でなくても7割・5割・2割の軽減策とっていいですよと、こういうふうに指導が変わってきているのではないかと思うんですが、いかがですか。そうであるとすれば、私はその応益割の部分を引き下げてやるための財源としてぜひこれを使うべきだと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 7割・5割・2割軽減については、前においては今お話のあったとおり応益・応能割が45・55というような目安があったわけなんですけれども、平成22年度の税法改正に伴いまして、今お話のありましたその辺の要件はなくなったのは事実でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今野議員ご指摘の事柄については理解はしておりますが、ただ、5%がいいのか10%がいいのか、それともはたまた20%がいいのか。60%とか80%とかという話で

あれば、これは論外なわけですが、その辺につきましてはもうちょっと考えさせていただけますというか、今の副町長の答弁に尽きるわけでございます。ただ、趣旨として国の基準なりも変わったと、それから世の中も変わってきていますし、いろいろなメニューについてサービス充実するというのもございますので、その辺は総合的に検討しつつ、果たしてこれだけため込んでいいのかという議論に最終的にはいくんだろうとは思いますが、その辺も後期高齢者の変化もありますので、少しその辺のところタイムスパンで考えていきたいというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） もうちょっとこの質問よろしくお願ひします。わかりました。それで、要は滞納されている方のところで重いのは応益割の部分なんですよね。結局これが、応益割があるから滞納なされているわけでしょう。ここを少なくしてやる手だてをどうとってあげるのかと。法律も変わったわけですから、この見直しを行っていくということをぜひ町長、本気になって私考えていただきたい、こういうふうには思っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

と同時に、毎年、毎年国保連合会では統計やら何やらとっているわけですが、全国の自治体では一般会計から繰り入れるのが当たり前の状況に今なっているんです。本町も繰り入れているといえば繰り入れている、法定分の繰り入れをということはやっているわけですが、法定外の部分での繰り入れをほとんどかなりの自治体おやりになっているんですよ。ぜひそういうものも考えていただいて、そこも含めてこの軽減策を考えていただきたい。

特に、私言いたいのは、ことしも2,000万円余り、去年は2,300万円余りですか、不納欠損処理をして、欠損金として落としているわけです。せめてこの分ぐらいは私一般会計から繰り入れをしていただいて、国保会計を少しでも楽にすると、そういう考え方に立っていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 一般会計から繰り入れるにつきましては、法定分は原則でございます。それ以外の分についてそういったご意見があったということは記憶しております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 国保新聞ありますけれども、市町村国保保険者では、主に国保財政の赤字の穴埋めを目的に一般会計から特別会計に法定外繰り入れを実施している。厚生労働省の調査によると、平成20年度に法定外繰り入れをした保険者は1,223で、全1,788保険者の7割

に及んでいると、こういうふうに書いてありましたね。東北とかは確かに繰り入れていてもまだ額は小さいんですよ。宮城県1人当たりになると4,000幾らですけどもね。そういう状況ではありますけれども、それだけ国保の大変さというのがもう各自治体ではそういうものだというやっぱり認識になってきている。だから、これだけの数の自治体が一般会計から法定外の繰り入れも含めてやっているわけです。そのことを町長、ぜひ認識をしていただいて、きょうの質問をきっかけにさせていただきながら、来年に向けて国保税の見直し作業をぜひやっていただきたいと思います。国保についてはまずこちら辺で質問を終わらせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員の一般質問が継続中ですが、昼食休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） じゃあ昼食休憩に入ります。

再開を13時といたします。

午後0時06分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。

○16番（今野 章君） それでは、国保の関係、1点残しておりましたので、引き続き国保の最後の質問をさせていただきたいと思いますが、資格証明書の発行の件です。これをぜひやめるべきではないかと、こういうことでございます。

提出をいただきました資料を見ますと、大体平成18年以降、毎年25件、23件、17件、20件と、20件前後の資格証明書の発行がされていると。平成22年度については今のところ2件だと、こういうことなんだと思うんですが、やはり保険証そのものは町民の皆さんは本当に健康に暮らせる、そのためのいわゆる社会保障としての側面が非常に強いものだと、そういう位置づけでなければならないというふうに私は思います。

ですから、保険料が、保険税が滞納したとか、しないとかのいかんにかかわらず、この保険証については発行し、いつでも病院にかかれるような状態にしておくということが求められているのではないのかなと、こんなふうに思うわけでございます。ぜひそういう意味で保険証の発行、資格証明書の発行をやめることを町長、毎年のように聞いているわけですが、毎年同じ答えではいけないと思います。ぜひまずその点についてご回答をお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、私の方から国民健康保険資格者証の関係でご回答申し上げます。

国民健康保険税の納付未履行者に対して納税相談、納付指導の結果、所得、資産等を勘案した結果、十分な負担能力があるにもかかわらず、納税相談、納付指導に応じない被保険者に対し、資格証を現在交付しているところがございます。したがって、資格証の発行をやめる行為は納税履行者との公平性を著しく損なうということになるために、資格証の発行をやめるべきではないというふうに考えておりますので、何度かご質問で同じ回答ではないかとおっしゃると思いますが、同じ回答になろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 大体毎年同じと、なかなか進展しないなというふうに思っているわけですが、今回出していただきました滞納者の世帯、所得段階別の世帯がありますけれども、先ほどもお話ししましたように、言ってみれば所得ということで見れば、その所得なしのところもあるわけですね。本当に納めろと言ってもなかなか厳しい状態だろうと、収入はないわけではないとは思いますが、所得ゼロで計算されている皆さんのところもあるわけです。こういうところでも悪質だという認定になっていくのかどうか、その辺についてはいかがなんでしょうか。これまでの経緯も含めてお聞かせをいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 平成21年度でちょっとお示ししますけれども、平成21年度においては20の方が資格証発行ということなんですけれども、その中にいわゆる今言ったような非課税世帯とか低所得者世帯がいるんじゃないかということなんですけれども、ちょっと非課税世帯については私どもで把握できなかったんですけれども、いわゆる保険税の軽減世帯7割・5割世帯なんですけれども、平成21年度においては実際のところ5世帯が対象となっておりますけれども、今年度の2名につきましては、軽減世帯の対象世帯ではございません。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 国の方の政権もかわったということで、いろいろと資格証の問題については流れも変わってきておりますよね。現実には医療が必要だといった場合には、これは保険証をもう出さないで、こういうふうにもう変わってきているわけです。単純に滞納しているからということで資格証しか渡さないというやり方は間違いだよと、こういうふうになっ

てきているわけです。最近は次の質問にもかかわるんですが、いわゆる医療が必要だということであれば、滞納していてもやっぱり保険証を渡さなければだめなんだよというのも出てきていますよね。そういうことからいくと、ほとんど資格証の発行する場面というのは私はもうなくなっていくのではないかなという気がするんです。

討論でも言いましたけれども、例えばこの滞納のやつを見ましても、500万円以上1,000万円の所得で3世帯ありますよ。こういうところにも資格証を発行するという、悪質であると判断すればするんだと思うんです。だけれども、多分こういうところはまさに差し押さえがきくんだと思うんですよ、税法上もね。そうすると、回収が可能になっていくというふうに私なんかは思うんですよ。そういう手だてをとれば、所得の低いところには発行しないし、所得の多いところにはそういう徴税体制でもってしっかりと徴収もしていくんだということになれば、資格証そのものの発行するべき余地というのはなくなっていくんでないかと、こう思うんですが、いかがでしょう。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） やはり国保を運営するに当たって被保険者間の負担の公平というのが、これがまず第一義的かなというふうに思っております。その交付に当たって機械的に交付をしているわけではなくて、更新、そのときに面談を行って滞納の状況であるとか、納付計画とか、納付交渉をしながら資格証などを交付しているということをごさいまして、その辺は他の被保険者との公平性を図る意味からも必要なことというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 副町長はいろいろお答えいただくんですが、公平って一体何なんだということだと思うんですよ、そうしますとね。公平って何なのかと。みんなして税金かけられたからみんなできちんと納めるのが公平なんだと。確かにそれも一つの公平、理屈かもしれないけれども、まずじゃあ、課税のあり方が公平なのかということがあるんじゃないですか、その前に。課税のあり方が本当にこれで公平なのかと。そういう問題も私はあるんだと思うんですよ。所得のないところにも国保の場合は課税がされる仕組みになっちゃっているわけですね。

ですから、もともとそういう意味で言えば、私は公平でないと思うんです、これ。税制の民主主義、税制の公平さというのは、これはもうシャープさんが日本に来て勧告したときから、（1949・50年のシャープ勧告）累進制にあるんですよと。所得が多くなったら、収入が多い人から余計税金をいただく、これが税の民主主義であり公平なんですと、大体こういうこ

とで日本の税制というのは流れてきたわけでしょう。そういうことを見たら、国保のあり方なんてまさに不公平いいところですよ。収入なくても課税されるんですから。そういうふうに見ると、滞納したから、これは納めないのは公平性を欠くんだなんていう、私はそういう話ではないと思うんです。

この保険証の問題というのは、先ほども言ったように、国民が本当に安心して医療が受けられる、そのことをどうやって保障するのかと、ここが第一義にあるわけなんですから、そういう意味では、これは納めた、納めないにかかわらず保険証を渡していくと、ここなんだと思うんです。

考えはまずそこだと。それでもって国の方もどんどん、どんどんこの資格証を発行しろと言ってきたんだけど、結局いろいろやってみれば、資格証を交付してもなかなか徴税の率も上がらないと。今度はペナルティーを科して、ことしは410何万でしたっけ、徴収率が下がったら国から来る調整交付金減らすよ。交付金減らされたら、また減った分まじめに納めている加入者が負担するんでしょう、最終的には。こんなばかな話ないですよ。

ですから、これはきちんと分けて全然話違いますけれども、議員定数4人今度減らしましたけれども、議員定数というのは財源の問題でないと思っているんですよ、私は。やっぱり民主主義の問題なんです。だから、財源と議員定数はきちんと分けて考えるべき筋のもので、これごっちゃにしたらまずい。それと似たような側面あると思っているんです、これ。資格証を発行することと税金を取ることに、国民、町民の健康を守ることと、これは別の形で考える。ちゃんと税制上も徴収する仕組みになっているわけですから、保険証渡してもね。そうやって進むべきではないか、こう思います。これ以上かえてもさらに同じ答えを聞くことになりますので、そういうものではないかということをお願いして、国保については終わりにしたいと思います。

次に、また国保なんですが、国保法第44条の活用と葬祭費の引き上げについてと。どこでこれがかつつくのかという感じですが、全く別々の話でありまして、国保法第44条の関係から申し上げますと、国保法第44条では、被保険者は特別の理由のある被保険者で、保険医療機関等に第42条、または前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して次の各号の措置をとることができる。

一つ、一部負担金を減額すること。2. 一部負担金を免除すること。3. 保険医療機関等に対する支払いにかえて一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することという、そんなぐあいに規定がされております。言ってみれば、病気になって病院にかかったと。

そのときの窓口での支払いを減額をしたり、あるいは免除したりすることができますよと、こういうことを定めているわけでありませう。

この法の規定に基づきまして、松島町、本町におきましても国民健康保険一部負担金の減免または徴収猶予にかかわる事務取扱規定が作成をされているところであります。申請には、申請用紙を含めて6種類、紙の枚数にして9枚もの書類を出さなければならないと、こういうぐあいでございます。申請書ぐらいは自分で書いて出すというのは当然だと、こういうふうに思います。

さらに、この書類の中には医師の意見書というのがあります。お医者さんの意見書も、これはお医者さんが書くと、こういうことになります。どんどんめくっていきますと、収入の申告書というのが出てきます。収入の申告書を見ますと、それぞれ家の中で働いている人の名前を書いて、収入を書いて、必要な経費を書くと、こうなってきます。もう必要な経費と言われた時点で私はもう書けません。一体何を書けばいいんだろうかと、こういう気持ちになると思うんです。私だけではないと思います。これを過ぎてその次、給与明細書を出しなさいと。給与明細書、職場に行って社長さんにこれを出さなくてはいけないのかと。嫌だなと、できればこういうことはなければいいと思うのは多分私だけではないと思うんですね。

そこからいきますと、さらに、それを進んでいきますと、資産申告書を出しなさい。土地は、宅地はあるか、畑はあるか、山林はあるか、居住用地はどうなっているかと、預貯金はどうか、現金は幾らあるか、これを出しなさいと。生命保険はどうだ、貴重品はあるか、自動車を持っているか、こういうことも書いて出さないとこの減免が受けられないと、こういうふうになっているわけです。これでは利用したくても、あんたたちね、このぐらい書かなくちゃいけないね、利用しなくていいからねと、こういうふうに私言っているのと同じではないかと、こういうふうに初めて今回松島町の告示訓令集というあのCDをいただきまして、いろいろ見させていただいたらこういうものも具体的にみることでございまして、見て、ああこんなに書かなくちゃいけないのかと改めて思いました。

何とかこういった種類ももっと簡便にして、本当に必要な町民の皆さんが必要なときに利用できるようなものにしていくべきではないかと、こういうふう感じたものですから、ぜひこういう、これでは本当に生活保護をもらうのと同じぐらい申請書書かないとだめだと、こんな感じかなと思っているんですが、何とか医療費の一部負担の軽減ぐらいはもう少し簡便に、あるいは収入の中身やなんかについては役場の方でもちょっと調べればわかる部分もあるのかなと思ったりもします。減り方の部分も聞きながらとかあるとは思いますが、何とかこ

れを手続をしやすくしてほしい、こう願うわけではありますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、国保法第44条の関係のご質問でございます。

国保法第44条で、国民健康保険の被保険者が医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な場合の措置として、松島町国民健康保険一部負担金の減免または徴収猶予に係る事務取扱規定に基づいて申請ができるということになっております。議員お話しのとおり、多数の申請用紙が必要であるということでございます。

申請用紙6種類9枚というご指摘でございますけれども、被保険者が一部負担金の減免、またはちょっと猶予を受けることの理由の区分によっては提出する添付書類が変わるということでございます。例えば震災・風水害・火災等の場合については罹災証明の添付が必要となりますけれども、事業または業務の休廃止、失業等の場合は罹災証明は必要ないということでございます。

逆に事業または業務の休廃止、失業等の場合については、罹災証明の必要がなく、収入が著しく減少したことを証明するものが必要となってくるということございまして、必ずしも全部の添付書類が必要になるということではございません。理由の区分によっては町が減免等の承認、または承認をする場合の判断する場合に必要な分の添付書類を整理して、申請があった場合には提出を求めていくということでございます。申請に当たっては、機械的にならないように、こちらで申請者に対しては個別に申請者の立場に立ってアドバイスしながら書類を出していただくということを努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） いろいろその辺は役場の方もお手伝いをすると。それは町民相談室もできたことですから、そういうことも可能になっていくのかなというふうには思います。ただ、これ実際に訓令のやつから事務取扱要綱を取り出すと、全部書かなくちゃいけないのかなという気がするんですよ。申請書プラス5枚の、5種類の申告書といいますか、付随の添付書類になっているわけですが、これはそうすると出さなくていいということなんですか、出さなくてもいい場合もあるということなんですか、収入申告書とか、これは罹災証明、災害の場合は罹災証明書だけでいいと。申告書と罹災証明だけでいいと、そういうことになるのか、もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） これらの事務取扱については、今野議員さんお話ししたとおり、平成17年に制定されたわけなんですけれども、当時の2市3町の国保の担当者の方でいろいろモデルのやつを示されまして基準を定めたと思います。ただ、今お話のあった罹災証明等につきましては、当然罹災証明の発行はその市町村になりますので、特段その辺は問題ないのかなと思います。あとそれから、今お話がありました収入申告につきましても、例えば同意書等があれば町の方で把握できる、そういう税の方の関係で、それも省略ができるのかなと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。そうしますと、この様式第6号の同意書に同意する旨を書けばかなりの部分が町で処理ができると、こういうことでいいということなわけですね。はい、わかりました。

それでは、この問題でもう一つお聞きをしておきたいのは、まずこの第44条に基づいて減免なり、免除なりされたケース今までどれぐらいあったのか、なかったのか。なぜその程度の件数におさまっていると考えておられるのか、その辺について町当局がどのように考えているかお聞きをします。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 松島町の方で決定において結論からお話しさせていただけば、今までこの第44条の関係の減免はなされた実績はございません。あわせて松島町以外の2市2町でちょっとお話しさせていただければ、塩竈市において平成21年度において1件があったということで、ほかの多賀城市、七ヶ浜町、利府町においては今までそういう実績はないというのが現状でございます。以上でございます。（「なぜないと考えているんでしょうか」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今後これにつきましては、そういう周知も余りなかったのが一つの要因も考えられるわけでございますけれども、そういう面におきましても周知等につきまして、これから町の広報等なり、それから当然備えつけのカウンターにその旨の書類等とわかるようなチラシを設置したいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） なかなか国保法第44条、生活が厳しくなって所得が低くなってきているという方はたくさんおられるんだと思うんですが、こういう制度がやっぱりあるということ

自体がなかなか知れ渡っていないと、そういう側面もあって、こういう申請をされる方がなかなかいないということも確かだと思います。ご答弁いただきましたようにぜひ住民へのこういった制度の活用の周知等もよろしくお願いをしたいというふうに思うわけでございます。

それで、この問題につきましては、新しい状況が今生まれているわけです。担当の課長さんのところには多分9月13日付で国民健康保険の患者負担を減額免除する市町村の制度に関する新基準というものが届いているのではないかと、こういうふうに思います。それによりますと、国保法第44条の減免分の2分の1を国が調整交付金ということで負担をしていきますよと、こういうふうに今なってきたんです。ですから、国の方もそういう状況をかんがみて負担をしますよと、こういうふうに変わってきたと。

さらに、この新基準は、今回のこの国の基準よりも市町村の基準が狭いという場合にはその減免の対象を拡大しなさいと、少なくとも基準まで拡大しなさいと、こういうことも市町村に求めております。さらに、高額の外來の治療を受ける場合など、新基準を超えて減免を行うということもやっていいですよ。それは市町村がどんどんやっていただいているですよと、こういう立場をとっているのがこの新しい、新基準ということで示されていると思うんですが、担当課のところでは今の私のお話というか、質問、来ているかどうか、まず確認をさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 正式な文書ではないんですけども、国保実務というような新聞によりますと、6月13日に開かれました参議院の厚生労働委員会の中で厚生労働省の足立政務官と田村議員さんのやりとりの中では、今議員さんからお話があったように一部負担金の減免については、まず新たに入院、療養を受ける被保険者がいる世帯、それから世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入が生活保護基準以下であり、かつ預貯金が生活保護の基準の3カ月以下である世帯、それから2番目に一部負担金の減免の期間については、療養に窮する期間を考慮し1カ月単位の更新で3カ月までを標準とするということで、あと今お話あったように市町村の自主性を担保するというので、もう政務官との田村議員さんのやりとりのはちょっとこの国保実務の方に載っております。

それから、今お話あったようにこういう医療費の減免が、拡大が広がらなかった大きな要因は財政的な裏づけがなかったんじゃないかということで、国の方では特別調整交付金で2分の1の国の補助を継続して行うということで、厚生労働省の政務官がこのように語っているやつの、今国保実務という新聞をちょっと拝見してしゃべっているところでございます。以

対応は可能なんですけれども、ただ、あとは一部負担金の軽減もありますけれども、あとはその他の保険税とかの軽減措置で図られるのかなと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。大体我が町の規則は前年に比較し、あるいは半年前との関係でどうだと、こういう中身になっているように、私は余り条例の見方はわかりませんので、私も。ざっと見てそんな形かなとか、そういうふうにするんですが、やはり毎年所得の低い人もいますよね、どうしても。65歳になって年金もらうようになったと。そうすると、国民健康保険内ではやっぱり重い負担しなくちゃいけないと、こういう人たちもいるわけですよ。そうしたときに、こういう人たちに対する対応というのも必要になってくるかと思うんです。今回、新基準が示されたということで、そういう枠組みを広げることは市町村で独自にやっていただいて構いませんよと、こういうふうに厚生労働省も言っておりますので、ぜひ今お話ししたようなものについても今後の見直しの際にはぜひご検討をいただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

あと時間がないので、次に移りたいと思います。

次には、葬祭費の問題で質問をさせていただいております。最近人が亡くなったというようなことがありましても、なかなか不景気ということで派手な葬儀というのは少なくなってきているというふうを感じるわけでありまして。家族葬だとか、あるいはもう本当に大変な人は病院で亡くなれば病院からもうそのまま火葬場に行きましたと、こういうことも出てきているかなというふうに思っているわけでありまして、それにしても葬儀費用というのは一定程度かかるわけです。そういう意味においては、やはりどんなに今葬儀費用を少なくしようと思っても少なくできない部分もあるわけです。

調べてみますと、塩竈市の斎場で火葬した場合、大人で大体1体1万5,000円だよと、まずそこがかかりますよね。そのほかに、家に連れて帰ってきてお坊さんに枕経を上げてもらった、あるいは火葬場に直接行ったにしてもそこでお坊さんに来ていただいて経を上げてもらったと、こうなれば御布施も上げなくちゃいけない、花の一つも買ってあげなくちゃいけない。こういう形で経費というのはかかっていくんだというふうに思います。

残念ながら国保の加入者については、この葬祭料が5万円と、こういうことになってしまいました。この経緯については後期高齢者医療制度、平成20年に導入をされる際に後期高齢者医療制度の方が5万円と、こういうふうに決めてしまったものですから、右に倣えて県内の多くの自治体が大体5万円に国保の方葬祭料を決めてしまったと。松島町もそれに倣ってや

ってしまったと。私は下げるなど一生懸命頑張ったんでありますが、残念ながら頑張りがいもなく5万円になってしまいました。やっぱりこれ余りにも低過ぎるんじゃないかと。もう少しこれを引き上げて、少なくともたしか前は8万円だったと思いますが、そのレベルまで戻すことはできないだろうか。

先ほど国保料を下げろと言った、今度は葬祭料を上げろという、何なんだ、おまえはこう言われそうですけれども、どこかで加入者にやっぱりもう少しよかったなと思ってもらえることも必要んじゃないでしょうかね。死ぬときぐらいはもう少しねと、こういうこともあるかと思います。ぜひそういう意味ではこの葬祭費引き上げをすべきだと、このように考えるわけでありますが、町長いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 葬祭費を引き上げしてはどうかというご質問でございます。葬祭費5万円につきましては、平成18年健康保険法等の一部改正によりまして、被用者保険の埋葬料、国民健康保険との均衡を図るという観点から、政令で定める金額の5万円に低額化されたというものでございます。また、葬祭費5万円につきましては、去る平成20年3月議会におきまして8万円から5万円ということで引き下げについてご承認いただいたばかりというふうにご承知しております。本町におきましては、近年療養費負担金が伸びておりまして、また葬祭費につきましては補助金等の財政支援がない状況のため、引き上げすることは困難というふうにご承知しておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○1番（今野 章君） なかなか大変だとは思いますが、国保の場合は今本町5万円と、こういうことではありますが、その他の社会保険というのは一体どうなんでしょうかね。その他の社会保険で本人がお亡くなりになった場合どのぐらいなんだろうなど。皆さんがお入りになっている共済はどうなんだろうなど。本人、家族亡くなった場合、どのぐらい支給されているんですか。また、生活保護の場合はどういうふうな形になるんでしょうか。だれも引き取り手がいない、そういう生活保護の方が亡くなったという場合にはどのぐらいこういった葬祭料が出るものなのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） まず、社会保険の方については、先ほどお話ししたとおり施行令が改正になって5万円ということは聞き及んでおります。それから生活保護に定める葬祭扶助についてなんですけれども、生活保護の方では困窮のため、最低限度の生活を維持する

ことができない方に対して遺体の検案、それから運搬、火葬または埋葬等に必要な経費として支給されるものでございます。金額につきましては17万5,900円が定額という感じで支給されております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○1番（今野 章君） 生活保護で引き取るべき扶養者がいないという場合には大体17万5,000円ですよね。これで足りない部分、扶助として足りない経費が出ればその分も含めて見ていくわけでしょう。基準がこれだというだけでね。例えば死体検案が必要だと。20万円かかったといった場合は、プラスアルファで出るわけでしょう。出ますよね。出ないんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 先ほどお話ししました生活保護については、先ほど言った17万5,900円が国保仙台福祉保険事務所関係の松島の金額では17万5,900円が上限ということで聞いております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○1番（今野 章君） 私も調べてきたんですが、それはあくまでも基準額じゃないでしょうかね。と思いますよ。いろいろな意味で火葬料のほか、それから移送費、こういうのもいっぱいありますよね、出さなくちゃいけないのが。それは基準額がここは集合すれば確かにそういうものですが、その部分で引き上がっていけば、その部分がプラスされる部分が出てくるんじゃないですか。それはいいです。多分私はそうではないかと思って見てきたんですが、いずれにしても基準額で17万5,900円、生活保護であれば出ると。ここまで出るわけですよ。生活保護の方がいいじゃないかという話になりますよね、これね。

最近最低賃金なども生活保護を下回らないようにと、こういうことが言われて宮城県も一生懸命頑張ったんだけど、わずかに下回ってしまったと。これではいけないと、こういうふうになっているわけですが、こういう場面でも私は同じじゃないかなと思うんですよね。そうしますと、国保5万円っていかにも安いでしょう、これ。私が無理なことを言っているんじゃなくて、社会的常識としてこのぐらいは見ないとおかしいんだよというのが生活保護費のレベルだとすれば、国保としては収入がある人とない人との違いだという面もあるけれども、もう少し国保としてはこの葬祭料の部分を見ていく、その必要性があるんじゃないかと思うわけです。いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 他の保険等々の均衡ということでの5万円という制定でございますの

で、我が町だけそれを値上げするという考え方にはならないのかなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○1番（今野 章君） 終わりますけれども、他の保険といっても法律でそういうふうに決めちゃったと、こういうことなわけでしょう。だから、法律は生活保護のことを考えないでやっちゃったんだね、きっとね。最近では、最低賃金も含めてそこを基準にして物事考えなさいと。物事は変わっていくわけですよ、考え方の基本も含めて、時代の趨勢に合わせて。ですから、法律が変わったんだけど、また変えなくちゃいけない時代になってきているんです。そういうことを町長、トップとして、政治家としてやっぱり県なり国なりにもきちんと申し上げると、そういう立場が私必要なんではないかなというふうに思います。あとこれ以上言ってもあれですから、終わりますけれども、ぜひそういう立場で今の時代の流れというものを見ていただいて、考えていただきたいということを申し上げて質問を終わらせていただきたいと思います。終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員の一般質問が終わりました。

以上で通告いただいた一般質問が終わりました。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

各委員長からお手元に配付しました一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。申し出がありました審査・調査件名を事務局長より朗読させます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） では、一覧表で申し上げます。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順番に読み上げます。

第1常任委員会。観光振興について。循環バス等。平成23年3月定例会まで。

第2常任委員会。陳情第2号現行保育制度を堅持し拡充を求める意見書の提出を求める陳情について。12月定例会まで。

議会運営委員会。次回の議会開会に伴う議会運営についての審査、議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究。12月定例会まで。

議会広報発行対策特別委員会。「まつしま議会だより第104号」の発行に関する審査編集。12月定例会まで。

ゲーミング・エンターテインメント複合施設誘致対策特別委員会。ゲーミング・エンターテ

インメント複合施設の誘致対策。調査終了まで。以上です。

○議長（櫻井公一君） お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成22年第3回松島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時44分 閉 会